平戸城天守閣及び見奏櫓展示改修実施設計業務プロポーザル実施要領

１．趣旨

平戸城は昭和37年の開館以来、年間約７万人の入館者を集め、平戸観光のシンボルとしての役割を果たしてきた。しかしながら現在、平成８年に展示ケースを入れ替え後、大幅なリニューアルを行っておらず、内部の劣化とあわせ、展示品の保存状態の維持が懸念されるとともに、興味関心も知識も多種多様な幅広い入館者のニーズに対応されていないなど多くの課題を抱えており、入館者数もピーク時からすると３分の１まで落ち込んでいます。

これらの課題解決として、平成29年度から平戸城大規模改修事業として、各櫓の長寿命化を３ヵ年かけて行うとともに、展示品もあわせてリニューアルすることにより、入館者対策を実施するものです。

これに基づき、令和1年度に平戸城天守閣及び見奏櫓展示改修実施設計、令和2年度工事施工というスケジュールでこれを進めていく計画であります。

また、平戸城内にある懐柔櫓については、日本初のキャッスルステイとして活用するために宿泊施設化の整備を進めており、完成後は宿泊者が夜間等で平戸城天守閣に来館する計画をしていることから、懐柔櫓の施設とのコンセプトとも整合性をとって行きたい考えであります。

資料館、文化施設等の展示は特殊であるが、入館者を如何にして増やしていくかが重要であり、懐柔櫓との相乗効果も期待していることから、公募型プロポーザル方式により企画提案並びに設計等を求め、その内容及び能力等を総合的に比較検討し、最も的確と判断される業者の選定を行うものとする。

なお、選定にあたっては、参加表明を行い、提案書類を提出した業者について「プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）で審査・評価し受託予定者を決定する。

(１)業務名

平戸城天守閣及び見奏櫓展示改修実施設計業務（以下、「業務」という。）

(２)既存施設の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 平戸城天守閣 | 平戸城見奏櫓 |
| 立地場所 | 平戸市岩の上町亀岡1458 |
| 構　　造 | 鉄筋コンクリート造　４階建 | 鉄筋コンクリート造　２階建 |
| 竣　　工 | 昭和36年 | 昭和37年 |
| 規　　模 | 面積　475.104㎡ | 面積　104.79㎡ |
| 延床面積 | １階 | 137.89㎡ | 延床面積 | １階 | 69.18㎡ |
| ２階 | 129.67㎡ | ２階 | 35.61㎡ |
| ３階 | 81.74㎡ |  |  |
| ４階 | 49.74㎡ |  |  |
| 地下 | 76.06㎡ |  |  |

(３)委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで（予定）

(４)提案限度額

実施設計予算額20,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※予定工事費100,000千円（税抜き）以下を想定している。

(５)市が提供する資料

ア　既存の展示内容書類

イ　展示備品一覧表

(６)事務局

長崎県平戸市文化観光商工部観光課　担当：藤田・後藤

〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町1508-3

TEL0950-22-4111（内線2271）FAX0950-23-3399　　　メール：kanko@city.hirado.lg.jp

２．事業スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 公募開始日 | 令和元年10月7日（月） |
| 参加表明書の提出期限 | 令和元年11月7日（木） |
| 質疑提出期限 | 令和元年11月1日（金） |
| 現地説明会 | 令和元年10月17日（木） |
| 提案書類提出期限 | 令和元年11月19日（火） |
| プロポーザル参加資格審査（第１次審査） | 令和元年11月20日（水）から年11月26日（火） |
| プロポーザル参加辞退届提出期限 | 令和元年11月25日（月） |
| プレゼンテーション | 令和元年12月上旬 |
| 契約締結 | 令和元年12月上旬以降 |

３．プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

(１)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当しない者

(２)国税及び地方税を滞納していない者

(３)平戸市又は国・県・その他の地方公共団体の指名停止及び指名除外期間中でないこと。また、募集開始日（公表日）から契約締結日までの間において、平戸市に限らず、国県等全てにおける入札参加資格停止等の処分を受けていないこと。

(４)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の構成員でない者及びその利益となる活動を行うおそれがない者若しくはその他の違法行為を行うおそれがないもの

※次の場合には、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

ア　上記要件に該当する行為を行ったと認められる場合

(５)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

(６)誠実に本業務を履行できる者

(７)建築士の資格を有した者が参加表明者の組織等に所属しており、本業務に建築士を配置できること。

４．失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(１)審査結果通知日までに提案者が前記３プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

(２)見積書の金額が提案限度額20,000千円（税込み）を超える場合

(３)提出期限までに提出資料が提出されない場合

(４)提出資料に虚偽の記載があった場合

(５)著しく信義に反する行為があった場合

(６)契約を履行することが困難と認められる場合

(７)企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合

(８)審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(９)書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

５．書類の配布等

平戸市ホームページからダウンロードのみとする。

（１）令和元年10月7日（月）から令和元年11月7日（木）まで、平戸市ホームページからダウンロードする。平戸市ホームページ：https://www.city.hirado.nagasaki.jp/

６．現地説明会

参加申込書第１号様式に必要事項記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールのいずれかの方法で申し込む。

（１）開催日時　令和元年10月17日（木）　15時から

（２）開催場所　平戸城平戸市岩の上町1458

（３）申込期限　令和元年10月15日（火）　17時まで

（４）申込み先　平戸市文化観光商工部観光課　FAX0950-22-4111　Eメールkanko@city.hirado.lg.jp

７．プロポーザル提出に係る質疑及び回答について

提出資料等に関して質問がある場合は、令和元年11月1日（金）までに質問表第２号様式をFAXまたは電子メールで事務局に提出すること。FAXまたは電子メールを送付後、速やかに事務局担当者へ電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、電話又は口頭、受付期間後の質問は受け付けない。質疑を集約し、FAXまたは電子メールで全ての参加者に同一の回答を配布する。回答にあたっては、質問者名等は公表しない。

また、提案についての考え方と解されるもの等については回答しないことがある。

８．提出資料等の作成及び記入に関する留意事項

（１）提出資料等作成上の基本事項

本プロポーザルは、基本計画に基づき、展示設計業務における具体的な提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないので注意すること。

（２）提出資料等の作成方法

ア　文字サイズは11ポイント以上。イラスト等の注釈や説明書きは、この限りではない。

イ　印刷はカラーとする。

ウ　用紙は、片面印刷とする。両面印刷は認めない。

エ　様式は、任意とする。

９．参加表明書の提出について

令和元年11月7日（木）までに参加表明書第３号様式に必要事項を記入し、添付書類とともに事務局に提出すること。提出は持参または郵送によることとする。

郵送の場合は令和元年11月7日（木）必着とする。

（１）参加表明書（第３号様式Ａ４版１枚）

（２）会社概要（任意様式）

（３）会社同種業務実績表（第４号様式Ａ４版１枚）

（４）業務従事者の経歴（第５号様式１名に付きＡ４版１枚、計５枚まで）

（５）業務体制（任意様式Ａ４版１枚）

10．技術提案書類の提出について

参加表明書提出後、令和元年11月19日（火）までに技術提案書類（第6号様式含む）を事務局に提出すること。提出は持参または郵送によることとする。

郵送の場合は、令和元年11月19日（火）必着とする。

（１）提出内容

ア　業務の実施方針（任意様式Ａ４版３枚以内）

業務遂行上特に留意すべき事項、必要な責任者やスタッフの配置、具体的な業務の実施方法についての提案等、業務の実施方針について簡潔に記述する。

イ　展示シナリオに対する提案

展示提案イメージ図（任意様式Ａ３版）

展示提案平面プラン（任意様式Ａ３版各フロアにつき１枚）

展示コンセプト及びフロア計画

ウ　工程表

実施設計及び施工の工程を掲示すること。（任意様式Ａ４版１枚）

エ　見積書及び積算書

見積書には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、かつ、消費税相当額及び地方消費税相当額を併記すること。

積算書は業務別内訳、諸経費等の積算内訳を詳細に提示すること。（任意様式Ａ４版）

　　　オ　維持管理費

　　　　　整備計画施設の維持管理費を提示すること。

（２）書類作成上の留意事項

ア　提案は、１者（１団体）１提案に限る。

イ　提案書類は企業名を記載した表紙（第６号様式Ａ４版１枚）を付けた上で、全てをホッチキス止めすること。提出部数は各10部とする。

ウ　選定委員に対し、本件についての接触を禁じる。接触があると認められた場合は、失格となることがある。

エ　要求した以外の提案書類、指定した内容を満たさない提案書類、提出期限に遅れた提案書類は受け付けない。

オ　提案書類に虚偽があった場合は、失格とする。

カ　提案書類は、理由を問わず返却しない。また、提出後の追加及び修正は認めない。

11．プロポーザルの審査及び受託予定者の決定

（１）審査は、選定委員会で行う。各参加者は、技術提案についてのプレゼンテーションを次の日程で行う。

ア　日時は令和元年12月上旬予定であり、決定次第、場所を含めて各参加者には後日連絡する。

イ　プレゼンテーションの出席者は３名以内とし、説明は、提出資料のみを用いて行い、それ以外の追加資料等の持ち込みは認めない。

（２）審査における評価方法・基準は、次のとおり

　　審査会において、提案書に記載された内容に基づき、以下の各項目について絶対評価により、以下の５段階で評価し、得点を決定します。 ５段階評価の得点の算出は以下のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価 | 評価の内容 | 得点化方法 |
| ５ | 当該評価項目において具体性のある特に秀でて優れた提案がなされている | 配点×1.00 |
| ４ | 当該評価項目において具体性のある秀でて優れた提案がなされている  | 配点×0.75 |
| ３ | 当該評価項目において具体性のある優れた提案がなされている  | 配点×0.50 |
| ２ | 当該評価項目において優れた提案がなされているが、具体性や実効性に欠けている  | 配点×0.25 |
| １ | 当該評価項目において評価に値する優れた提案がなされていない | 配点×0.1 |

＜評価の項目、内容＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価の視点 | 事業計画 | 配点 |
| （1）実施方針事業目的を理解し、平戸城の強みを活かした魅力的な提案となっているか。また、事業実施体制に確実性があり、スケジュールが管理されているか | 1. 事業の実施方針
 | 20 | 70 |
| 1. 事業実施体制
 | 30 |
| 1. スケジュール
 | 30 |
| （2）整備計画平戸城の特性を活かし、展示コンセプトやフロアー計画、ゾーニングが示されているか。事業の実現性があるか | 1. 展示コンセプト
 | 50 | 150 |
| 1. フロアー計画及びゾーニング
 | 50 |
| 1. 実現性
 | 50 |
| （3）費用提案予算内での費用提案がなされているか。コストを削減し見積は妥当性があるのか。 | 1. 予算内の範囲内で提案されているのか
 | 20 | 80 |
| 1. 業務内容を理解し、コスト削減ができているか
 | 30 |
| 1. 維持管理
 | 30 |
| 合計 |  | 合計 | 300 |

（３）受託予定者の決定

選定委員会による審査結果に基づき、市が受託予定者を決定する。

（４）決定結果の通知

ア　選定結果は、プロポーザルに参加した全ての者に対して、速やかに通知する。

イ　審査に対する異議申し立ては、受理しない。

（５）技術提案書類の扱い

採用した技術提案書類の使用権は平戸市に帰属し、提案内容について公表することができる。

12．参加費用の負担

プロポーザルの作成及び提出に係る費用は、参加者側の負担とする。